

法曹養成機関に対する法整備支援

—明治期の司法省法学校とカンボジアの法曹養成機関の比較

キーワード：法整備支援、司法省法学校、カンボジア法、法曹養成、法制史

指導教員：吉田恒昭教授

47-086784 小峰拓也

1. 研究の背景

1990年代以降、各国の援助機関や国際機関による法整備支援が活発になってきた。法整備支援の主体が複数存在する現状において、日本の支援の優位性は、日本自身がこれまで法制度の移入を経験してきたことにある。本論文は、明治期日本の法制度移入の歴史を検証し、その経験をカンボジアで行われている法整備支援と比較し、法整備支援に対する示唆を得ることを目的とする。特に、本論文では、長期間の支援が必要とされ、それ故、現在進行中の支援を検証することが難しい、法曹養成支援に焦点をあてることにする。

今までの研究では、明治期の法曹養成機関である司法省法学校に関する研究や、カンボジアへの法整備支援の活動内容を紹介する論文などが存在するが、両者を比較した研究は見当たらない。また、明治期の日本の経験を法整備支援に活かそうと主張する論文は存在するが、そのほとんどは問題の所在を提起するのみに止まっている。さらに、法整備支援に関する研究の中で、法曹養成支援に関する研究はほとんど見当たらない。

そこで、本論文は、司法省法学校に関する既存の研究を現行の法整備支援に活用できるような形で再構成し、比較検討のための資料として提供し、さらにカンボジアの事例との比較を行い、法整備支援に対する示唆について考察する。

2. 明治期の司法制度改革

本論文の検討対象とする時期は、1868年の明治維新から1888年の大日本帝国憲法発布までである。この時期は、江戸時代からの封建制が崩壊し、西欧法の摂取を始め、日本独自の明治憲法体制が確立するまでの時期である。明治初期の法曹（裁判官、検察官、弁護士）は、西欧法学の教育を受けておらず、制度としては近代的になったものの、それを操る人たちの思考は江戸時代のものに依然として維持していたと考えられる。

3. 司法省法学校の外国人教師

司法省法学校は、明治初期の法曹養成に関して中心的な役割を担った機関である。1872年に司法省内に設置された明法寮を前身として、1875年に司法省法学校が開設され、1887年まで存続した。その間、500名近い卒業生を輩出した。

ここでは、フランス人教師による、フランス語及びフランス法の授業が行われた。卒業生たちの中からは、フランス法教育のための法学校を新たに開設する者や、民法典論争で「フランス法派」を形成する者などが現われ、日本におけるフランス法の移入に寄与した。

もっとも、司法省法学校の卒業生たちは、当時の法曹全体からみれば、少数派にすぎなかった。新しい西欧法学の知識を身につけた少数の卒業生たちと、従来からの慣習・思考方法を維持する多数の非卒業生たちとの間の衝突や妥協が、西欧法の土着化

と日本独自の法制度の確立の土台となったと考えられる。

4. カンボジアにおける法曹養成支援

クメールルージュ政権下(1975年～1979年)の大虐殺の末、カンボジアにおいて生き残った法律家は5名程度と言われている。1993年に憲法が施行されて以降、カンボジア政府は、法曹養成の強化を含む抜本的な司法改革を進めている。

法曹養成機関としては、王立裁判官検察官養成校(Royal School for Judges and Prosecutors: RSJP)と弁護士養成校(Lawyers Training Center: LTC)が2002年に設立された。2つの養成校は、日本を含む多数のドナーによって支援されている。

養成校の卒業生は、2009年までの間に600名を超えている。養成校設立以前の法曹人口は420名だったことから、現在では卒業生が法曹の多数派を形成している。

5. 日本とカンボジアの比較

明治期日本とカンボジアの事例を以下の4つの観点から比較した。

①時代背景の比較。明治には国際協力の概念がなかったが、カンボジアに対しては国際協力として支援が行われている。このことは、外国人教師の給与を、明治期では日本が負担し、カンボジアではドナーが負担している点に違いが見られる。

②被支援国の自立性の比較。司法省法学校の運営は日本政府が主導権を堅持していたが、RSJP・LTCは構想段階からドナーが深く関与しており、自立的な運営の面で差が見られる。

③卒業生数の比較。司法省法学校の卒業

生は当時の法曹の中で少数派であったが、RSJP・LTCの卒業生はカンボジアの法曹の多数派を形成している。

④支援期間の比較。司法省法学校が最後の卒業生を輩出するまで20年を要したが、RSJP・LTCの設置からは7年を経過したに過ぎない。

6. 結論

法整備支援に対する示唆としては、以下の3つを述べることができる。

1つ目は、司法省法学校の存続が20年にわたったことから、法整備支援を実施するにあたっては、20年程度の長期の実施期間を見込むべきであることである。

2つ目は、被支援国の自立性を醸成するような支援を目指すべきことである。

3つ目は、明治期の非卒業生が多数残存したように、固有の文化・伝統の連続性に配慮すべきことである。

今後の課題としては、以上の示唆を実証的に検討すること、明治期の立法作業について現在の法整備支援と比較すること、などが挙げられる。

7. 主要参考文献

- ・三ヶ月章『法学入門』(弘文堂、1982年)
- ・手塚豊『明治法学教育史の研究』(慶應通信、1988年)
- ・大久保泰甫「明治日本の『法整備事業』とボワソナード」(早稲田大学比較法研究所、2005年)
- ・鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会、2009年)
- ・香川孝三・金子由芳編著『法整備支援論』(ミネルヴァ書房、2007年)